

租税条約の経済学的考察

大野太郎

一橋大学大学院経済学研究科博士課程応用経済専攻

論文要旨

1. 論文の背景と目的

今日、国際的なヒト・モノ・カネの交流が日々、発展を続けている。企業にとって海外企業との取引が増えているのはもちろんのこと、各企業が世界に拠点を設け、それぞれの拠点をネットワーク化して経営を行おうとする時代である。こうしたグローバル化の進展とともに、税制についてもその国際的側面が重要となっている。国をまたぐ取引においては、その取引に関連する複数の国で税金が発生する。複数の国に課税権が発生するため、時に税が投資家に対して過度な負担を強いるかもしれない。あるいはまた、どの国の課税権も発生しない税の空白地帯が生まれ、時に投資家に対していびつな租税回避活動を誘発することもある。このように国際課税の問題としては主に、国家間の課税権の重複から生じる「国際的二重課税の問題」と、これとは逆に国家間の課税権の空白などから生じる「国際的租税回避の問題」の二つがある。

こうした問題は、当然のことながら一国の課税当局のみで対応できるものではなく、国家間の調整が必要となる。そして、それを実現する場がまさに「租税条約」である。租税条約とは主に(1)「国際的二重課税の排除」及び(2)「国際的租税回避の防止」を目的とした、租税に関する条約である。例えば、条約では国際的二重課税を排除するため、課税権の配分や二重課税の調整について規定を定めている。また、国際的租税回避の防止あるいは適正な税務執行のため、国家どうしの徴収共助や情報交換に関する規定も設けている。その他、納税者の権利救済・保護のため、相互協議という規定などもある。

ところで2003年11月、日本はアメリカとの間で租税条約を改正した（新日米租税条約）。そこでは、投資所得（配当、利子、ロイヤリティ）に対する源泉地課税の減免を一段と進めたことや、特典制限条項を新設したことなどで注目を集めている。そして、この新日米租税条約を契機として、日本の租税条約に対する基本ポリシーが変更し、租税条約交渉の新しい時代に突入したと考えられている。新基本ポリシーとしては(1)「投資交流の促進」、及び(2)「条約濫用による租税回避の防止」の2つが挙げ

られる。これらは通常の租税条約の目的と似たものであるが、しかしそれは租税条約の果たすべき役割を明確にし、かつ実効性を備えるべく積極的な措置を採っていかうとする政府の姿勢として受けとめることができる。

このように、グローバル化の進展とともに、租税条約の重要性は日々高まっている。また、政策現場においても租税条約の意義を明確にし、積極的にその役割を果たしていかうとする姿勢の現われは、租税条約の重要性を認めているからに他ならない。こうした点を背景に、租税条約の政策的効果を検討する意義は大きいと言えよう。本論文の目的は、こうした租税条約あるいはその中で用いられている個々の規定に注目し、その政策的効果を経済学的観点から理論的・実証的に解明していくことである。本論文の具体的な内容は次節にまとめた通りである。

2. 各章の内容

第2章「租税条約における二重課税軽減措置の選択」

本章では、租税条約内の二重課税軽減措置に焦点を当てた理論分析を行う。上述の通り、租税条約の目的は第1に国際的二重課税の排除、第2に国際的租税回避の防止であるが、「二重課税軽減措置」（以下、「軽減措置」と呼ぶ）は前者の目的を達成する上で用いられる措置である。

租税はそもそも一つの国家主権であり、基本的には各国が独自の裁量に基づいて決定することができる。そのため、各国は内国法人が獲得する収益に対して課税を行うのはもちろんのこと、外国法人に対しても国内源泉所得について課税を行う場合が多い。しかし、このことが国際的二重課税の問題を引き起こす。例えば、多国籍企業が海外に子会社を設置してそこから収益を得る場合、まず源泉国において（海外子会社が）課税を受ける。その上で、海外子会社から本国親会社にその収益を送還した際、再度本国で課税を受ければ同一の収益に対して二度課税されることとなる。実際には、こうした二重課税を放置すれば国際的な投資活動を妨げる恐れがあるため、多くの国ではそれを解消するための軽減措置が用いられている。この措置の形態としては主に(1)「外国税額控除方式」（外国政府へ納付した税額を国内で納付すべき税額から控除する方式。以下、「credit方式」と呼ぶ）、(2)「国外所得免除方式」（国外で獲得した所得に対しては課税を免除にする方式。以下、「exemption方式」と呼ぶ）、(3)「外国税額損金算入方式」（本国で課税所得を計算する際、外国政府へ納付した税金を損金算入する方式。以下、「deduction方式」と呼ぶ）の3つが挙げられる。

租税条約は通常、二国間で締結され、その内容は当該二国間の事情を踏まえながら決められている。そのため、各租税条約が全く同一の内容を有しているわけではないが、しかしその多くはOECDが勧めるモデル租税条約に依拠して作成されており、各租

税条約は多くの共通点をもっている。特に軽減措置に関して、モデル租税条約はcredit方式か、exemption方式のいずれかを用いるように勧めており、実際に各国も租税条約においてそのいずれかを用いている。現在、日本は基本的にcredit方式を採用している。また、日本が租税条約を締結する相手国について見てみるとcredit方式を採用する国の方が多いが、exemption方式を採用する国も少なくない。本研究の目的は経済学的観点から、各国がcredit方式とexemption方式のいずれの軽減措置を採用するインセンティブをもつのか、そしてその結果として起こりうる均衡状態について理論面からの考察を試みるものである。

ここで本研究の特徴を整理する。軽減措置に関する研究はこれまで多くの考察がなされてきた分野であるが、近年は双方向型資本移動モデルを用いた研究が増えつつある。また、特にDavies(2003)やDickescheid(2004)により、この軽減措置を租税条約の枠組みで捉える見方が現れてきた。双方は、各国が軽減措置についてはcredit方式とexemption方式の選択、課税についてはnon-discriminating taxの使用という共通点を持つ。但し、Davies(2003)は政府の目的の点では国民所得最大化、企業の資本調達点では内部資本調達型のモデルを用い、その結果、各国がcredit方式を採用することを示した。一方、Dickescheid(2004)は小国の仮定の下、政府の目的の点では社会厚生最大化、企業の資本調達点では外部資本調達型のモデルを用い、その結果、各国がexemption方式を採用することを示した。

以上と比較し、本研究は双方向型資本移動モデルの下、企業の投資活動の点ではDavies(2003)と同様の内部資本調達型、しかし政府の目的の点ではDickescheid(2004)と同様の社会厚生最大化を行っている点が特徴である。Davies(2003)とDickescheid(2004)双方には帰結の違いもさることながら、それを導くに当たってモデル上の違いも多い。そのため、モデルにおいて特にどの違いが帰結の差をもたらしたのかについては、検証されていく必要がある。その意味で、本研究のこうしたモデル設定による考察は経済学研究の点で、2つの役割を果たすと考えられる。すなわち、(1)Davies(2003)と比較する際、政府の目的関数における違いが帰結にどういった変化を与えるのかについて考察すること、また(2)Davies(2003)とDickescheid(2004)との帰結の違いに大きな影響を与えた要素を解明する上でその一助を担うことである。

考察の結果、均衡状態の点では(1)均衡税率について国家間格差が生じること、(2)さらに軽減措置についても一方の国がcredit方式を採用し、もう一方の国がexemption方式を採用するといった非対称均衡が発生する可能性を示した。既存研究と比較する際、(同質2国の租税競争モデルを用いて)このように軽減措置及び税率の点で非対称均衡となる帰結は本研究の独自点である。また、政府の戦略行動という点では(1)多くの場合、政府はcredit方式を選択するインセンティブを持つこと、(2)但し、課税の租税競争効果が強く働くなど一部の状況下では、相手国がcredit方式を選択する場

合、政府はexemption方式を選択するインセンティブを持つことが示された。現在、日本は租税条約を締結する全ての相手国に対して一律にcredit方式を採用している。上記の結果より、こうした政策には一定の評価を与えることができる。但し、相手国がcredit方式を採用する場合、日本としてはcredit方式からexemption方式へ転換することで厚生上のメリットを獲得する可能性もある。特に今後、日本において国際的租税競争が強く懸念される場合にはこうした政策を検討することも意義があるように思われる。

第3章「租税条約における情報交換規定の実効性」

本章では、租税条約内の情報交換規定に焦点を当てた理論分析を行う。上述の通り、租税条約の目的は第1に国際的二重課税の排除、第2に国際的租税回避の防止であるが、「情報交換規定」は後者の目的を達成する上で用いられる措置である。

国際的な投資活動の高まりと共に、国際的な租税回避の機会も高まっている。そのため、課税当局にとって資本所得課税の維持をどのように行うかは重要な問題と言える。資本所得課税が源泉地課税に基づいてなされる場合、投資家にとって海外投資は自国政府の課税から逃れる一つの手段になりうる。一方、資本所得課税が居住地課税に基づいてなされる場合、課税は全世界所得に対してなされるため、投資家は通常、海外投資によって自国政府の課税から逃れることができるわけではない。そのため、居住地課税原則は課税の公平性、さらには課税の効率性（資本輸出中立性）の点からも望ましい。ただし、こうした居住地課税原則は、課税当局が居住者の全世界所得をきちんと把握できてこそ達成されるものであるが、実際、課税当局にとって自国から離れた経済活動を把握することは容易ではない。居住地課税原則の下、海外での経済活動に対する捕捉が不十分であれば、結果として投資家による租税回避を招くことになる。現在ではこうした問題に対処する上で、租税条約が大きな役割を果たしている。

租税条約では通常、配当・利子等の投資所得は居住地課税原則の下で課税されることになっており（実際は制限税率を設定し、低税率での源泉地課税も認められている）、この居住地課税の実効性が租税条約内の情報交換によって支えられていると言える。具体的には、政府が居住者の国外所得に対して課税を行う場合、厳密には源泉国政府からその所得に関する情報を提供してもらってはじめて正確な捕捉ができ、課税の執行が可能となる。すなわち各国政府は居住者の国外所得を把握するにあたって、他国からの情報提供に大きく依存している状況にあると言える。本研究の目的はこうした点を背景に、各国政府が自発的に他国へ情報提供するインセンティブを持っているのかについて理論面からの考察を行うことである。

本研究の特徴として、第1に本研究では現実に即し、政府が保有する戦略的な課税手段として居住地課税及び源泉地課税の二つがあるモデルを用いて考察を行う。情報

交換に関する既存研究のうち、Bacchetta and Espinosa(1995)は租税競争環境の下、政策決定に関する2段階モデル(第1ステージで情報交換水準、第2ステージで税率を選択するモデル)を用いて考察を行った。そして考察の結果、政府は情報を提供するインセンティブを持っていることを示した。本研究ではBacchetta and Espinosa(1995)と同様、租税競争環境の下、政策決定に関する2段階モデルを用いて考察を行う。但し、Bacchetta and Espinosa(1995)では政府が有する(戦略変数としての)課税手段は居住地課税のみであったが、本研究では現実に即し、課税手段が居住地課税及び源泉地課税の二つあるモデルを用いる。

第2に、本研究では情報交換に関する種類を拡張して考察を行う。一口に「情報交換」と言っても厳密にはその内容に応じて3つの種類に分類することができる。それらは(1)「個別的情報交換」(相手国の要請に基づき、情報提供の依頼を受けた国がその事案に関する情報を提供するもの)、(2)自動的情報交換(交換される情報が制度上定期的に入手でき、かつ通常業務の一環として自動的に送付するもの)、(3)自発的情報交換(相手国からの事前要請なしに自発的に行われるもの)の3つである。既存研究では、主に(3)「自発的情報交換」のケースについてのみ扱ってきたが、本研究ではそれに加えて(1)「個別的情報交換」のケースについても扱う。

考察の結果、本研究の全体を通じて、各国政府は相手国に対して情報を提供するインセンティブを持っていることが示された。まず、タックスヘイヴンが存在しない場合、自発的情報交換、個別的情報交換双方において政府はお互いに完全なる情報交換を行うこと、すなわち保有する情報全てを相手国に提供するインセンティブを持つことを示した。競争均衡において完全情報交換が達成されるという帰結は、本研究の独自点である。また、タックスヘイヴンが存在する場合でも、自発的情報交換、個別的情報交換がともに行われることが示された。但しこの場合、政府には情報提供を控えるインセンティブも幾分働き、そのため完全情報交換が達成されるまでには至らない。さらに、数値計算による考察を通じ、政策的インプリケーションとして(1)今後、国際的租税回避の活発化が懸念される中、個別的情報交換が有効な手段として用いられていくこと、(2)またタックスヘイヴン対策税制をしっかりと構築していくことで情報交換全般の有効性を高めることができることが示された。

第4章「租税条約の締結と他の政策への影響」

本章では、租税条約における政策協調が他の政策に及ぼす影響に注目した理論分析を行う。

2003年11月、日米租税条約が約30年ぶりに改正された。注目すべき改正点としては、第1に配当・利子等の投資所得における国際的三重課税の解消を推し進めるため「源泉地課税の軽減(制限税率の引き下げ)」に取り組み、第2に居住地課税を徹底する

上で「情報交換政策の強化」に取り組んだ。

租税条約では通常、個人の配当・利子等の投資所得に対して原則的に居住地課税を採用する一方、実際にはそれと同時に源泉地課税も認められている。但し、二重課税排除の観点から、源泉地課税については低税率に制限されることが一般的であり、日本が締結する租税条約も多くがそうした形態になっている。今回の新日米租税条約ではこうした投資所得に関する源泉地課税がさらに軽減もしくは免税となり、一つの大きな変化を見せた。また、これに加えて、両国間における情報交換が徹底されることとなった。通常、居住地課税を行う場合、課税当局が居住者の海外投資についてその事実を把握しておくことが前提となるが、実際、自国から離れた経済活動を把握することは容易ではない。その点で租税条約における情報交換規定は重要な働きを持つ。具体的には、非居住者が自国内で経済活動を行った時に当該政府がその事実を非居住者の住む相手国政府に報告し、そしてそれを（租税条約締結の二国間で）お互いに報告し合うということが行われている。今回の新日米租税条約でもこの情報交換規定が盛り込まれ、お互いに海外経済活動の捕捉強化に取り組むように定められた。

このように、今回の租税条約を通して個人の投資所得については居住地課税原則を徹底するため、源泉地課税の軽減と情報交換の強化に取り組んだことが分かる。ところで、実際に課税を実現する上では課税や情報交換のみならず捕捉審査も重要な要素と言える。そもそも情報提供を行うためには源泉国政府が非居住者の経済活動について把握していなければ、そのための捕捉審査がまず必要となるからである。このように政府の持つ政策手段を（名目）税率と情報交換のほか、審査確率まで広げて考えた場合、先に述べた源泉地課税の軽減と情報交換の強化という協調は、課税体系全体のうち一部の政策手段による「部分的な政策協調」として位置づけられる。こうした部分的政策協調は常に（協調対象外の）残された政策手段に影響を与えるため、その点を考慮することは重要であり、それなくしてはせつかくの協調も当初期待していた効果を本当に発揮できるかどうかは分からない。こうした点を踏まえ、本研究では租税条約を通して行われる「源泉地課税の軽減」及び「情報交換の強化」という部分的政策協調が、残された政策手段（具体的には居住地課税や審査確率）にどういった影響を与えるのかについて考察する。既存研究と比較する際、租税条約の分野でこうした部分的政策協調の効果を考察する研究は他に存在せず、本研究の特徴点である。

考察の結果、第1に政策協調として「源泉地課税の軽減」のみを実施する場合、各国の非居住者向けの査察確率と居住地課税の税率は低下し、これは概ね政府の税収損失をもたらすことが示された。しかし、第2として、今回の新日米租税条約のように「情報交換政策の強化」を伴う政策協調を実施するならば、各国の非居住者向けの査察確率と居住地課税の税率はそれほど下がらず、その結果、政府の税収損失効果を抑制することができることが示された。

第5章「租税条約が海外直接投資に与える効果」

本章では、租税条約の締結が海外直接投資に与える効果に注目した実証分析を行う。

国際的な投資活動の高まりは主に2つの国際課税問題を生じさせるが、それは第1に国際的二重課税の発生、第2に国際的租税回避の横行である。これらの点について一つずつ見ていきたい。租税とはそもそも一つの国家主権であり、基本的には各国が独自の裁量に基づいて決定することができる。そのため、各国は内国法人・居住者が獲得する収益に対して課税を行うのはもちろんのこと、外国法人・非居住者に対しても国内源泉所得について課税を行う場合が多い。ところで、これは一つの問題を引き起こす。例えば、多国籍企業が海外に工場を作って生産活動を行い、そこから収益を得た場合、まずそれは源泉国において課税（源泉地課税）を受ける。その上で、海外現地から本国親会社にその収益を送金する際、再度本国での課税（居住地課税）を受ければ、投資家は同一の収益に対して二度課税されることとなる（国際的二重課税の発生）。しかし、こうした二重課税問題は国際的な投資活動を妨げる恐れがあり、多くの国ではそれを解消するため租税条約による調整を行っている。また、投資の国際化は課税当局に対して所得の捕捉の難しさを高める。例えば、政府は公平性の観点から内国法人・居住者の全世界所得に課税したいが、国外源泉所得の捕捉は国内源泉所得のそれよりも相対的に難しい場合が多い。そのため、政府がこの点について未対応であれば、投資家の租税回避行動が助長される危険性がある（国際的租税回避の横行）。しかし、こうした悩みは各国にとって共通のものであり、多くの国ではそれを解消するため租税条約による協調を行っている。このように、租税条約とは第1に「国際的二重課税の排除」、第2に「国際的租税回避の防止」を目的としている。

ところで、この租税条約が海外直接投資に与える影響を考える際、二つの可能性が考えられる。まず、租税条約は第1の目的の観点では投資の弊害を軽減・除去するものであるため、投資の増加に寄与すると考えられる。一方、第2の目的の観点では租税回避を抑制するものであるため、投資の規模それ自体としては減少に寄与すると考えられる。こうした点を踏まえるとき、租税条約は実際に海外直接投資に対して影響を与えているのだろうか？また、仮に影響を与えているならば、どちらの効果が相対的に強く働いているのだろうか？こうした点を踏まえ、本研究の目的は我が国の租税条約締結が日本の対外直接投資（投資先：アジア諸国13ヶ国、年：1981年～2003年）に与える効果について、実証的に検証することである。

ここで本研究の特徴を整理する。第1に、本研究は日本における租税条約の締結（新規締結及び改正）が海外直接投資に与える効果を検証するものである。これまでのところ、日本において租税条約締結の効果を検証する研究は未だ存在しない。税制要因が投資に与える効果を検証する際、それは税率以外の要素も重要である。例えば二重

課税を解消するための取り組み、課税当局間の情報交換、移転価格への対応、トリートメント・ショッピング対策等が挙げられるが、これらは全て租税条約で取り組まれる措置である。その意味で、租税条約は税制要因のうちの重要な要素であり、その効果を検証することにも意味があると思われる。第2に本研究では租税条約の新規締結・改正双方で長期的効果及び短期的効果を検証する。租税条約に関する既存研究では、条約の新規締結についてはその長期的効果のみ、改正については短期的効果のみを検証している。しかし、条約の効果を検証する際、その前提として新規締結が長期的効果しか有しない、また改正が短期的効果しか有しないと考える理由は特になく、その点を改善する余地がある。第3に本研究ではダイナミック・パネルの推定手法（system GMM推定）を用いて検証を行う。租税条約に関する既存研究ではダイナミック・パネルの推定手法を用いた検証は未だ存在しない。しかし、その年の直接投資規模は前年の水準にも大きく影響されるものと思われ、その点を考慮することは重要であろう。また、租税条約の効果を検証する際に（同時性から生じる）内生性の問題が懸念されるが、この点についてもダイナミック・パネルの推定手法を用いることで対処可能となる。

検証の結果、第1に新規締結は長期的に見ると投資規模に対して正で有意な効果を与えている。第2に条約改正については投資規模に対して明確な効果が見られなかった。第3に日本がある国と条約改正を行うと、「間接的効果」によりアジアへの投資が増加することが示された。これらの結果を踏まえる時、ここ20年における租税条約の新規締結は投資規模の拡大に寄与してきた。一方、条約改正は「直接的」には効力を持ち得なかったが、しかし「間接的」にはアジア地域への投資規模拡大に寄与してきたと言えよう。